

介護事業所等紹介動画作成支援事業 FAQ

【Ⅰ 補助対象者】

Q1：社会福祉法人や医療法人は補助対象となりますか。

A1：上記法人も補助対象になります。設立・運営主体が公立（国・県・市町村等）の場合は補助対象外です（公立の指定管理者や委託先が民間企業であっても補助対象外です。）。

Q2：本社が県外にある場合は、補助対象にならないでしょうか。

A2：補助対象になりません。

【Ⅱ 補助対象経費】

Q1：「撮影及び動画データの保存に必要な消耗品及び資材」とは、具体的にどのようなものでしょうか。

A1：「撮影に必要な物」としては、三脚やワイヤレスピンマイク、「動画データの保存に必要な物」としては、マウスやDVD-Rなどが想定されます。

Q2：自社で動画を作成したいため、「動画編集ソフトウェア」を購入する予定です。補助対象経費になりますか。

A2：カメラやパソコン等、事業終了後も残存価値が残るものを購入する場合は補助対象外となりますが、「動画編集等ソフトウェア」の購入においては補助対象となります。ただし、「50万円以上の動画編集等ソフトウェア」においては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定めている耐用年数（「動画編集等ソフトウェア」の場合は5年）を経過するまでは、この事業の目的に反しての使用や譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取壊、廃棄する場合は知事の承認が必要となりますので、御相談ください。

※ソフトウェアの転売・転貸について

ソフトウェアについては、使用許諾契約書で第三者への譲渡や転貸を禁止している場合があります。

【Ⅲ 補助事業内容】

Q1：交付申請の前に、撮影に必要な機材のレンタルを発注し、動画作成を開始している場合、補助対象となりますか？

A1：補助対象になりません。

経費を把握するため見積書を入手することは可能ですが、動画作成事業者への委託、自社で作成する場合の機材のレンタル開始等は本事業の交付決定日以降に事業開始した場合が補助対象となります。

Q2：「事業完了後」とはどの時点になりますか。

A2：動画を作成後、各企業様のホームページや動画サイトに掲載した日となります。

【Ⅳ 提出書類について】

1 交付申請にかかるもの

Q1：「法人登記簿謄本」に「過去〇ヶ月以内に取得したもの」といった、制限はありますか。

A1：特に制限はありませんが、交付申請時点での役員が登記されているものとしします。

Q2：「経費の金額を明らかにする書類」とはどのようなものでしょうか。

A2：「業者の見積書」が原則ですが、パンフレットやホームページ上に掲載されているもので金額がわかる資料も書類対象です。

Q3：「直近の決算書の写し」とはどのようなものでしょうか。

A3：貸借対照表や損益計算書等です。

2 実績報告にかかるもの

Q1：「補助対象経費の金額が確認できる書類」について教えてください。

A1：請求書や領収書となります。

Q2：「3月31日までに支払ったことが確認できる書類」について教えてください。

A2：領収書や金融機関への振込依頼書、総勘定元帳等となります。

【V 採択予定件数】

Q1：採択予定件数は何件ですか。

A1：事業予算の範囲内で、30社程度の支援を行う予定です。

【VI その他】

Q1：完成した動画をYouTubeへ掲載中ですが、諸事情があり、YouTubeへの掲載をやめたい状況です。削除できますか。

A1：本事業は、企業紹介動画の「作成」にとどまらず、「動画が企業の採用活動にどのように活用されたかを把握すること」が目的です。本事業の採択を受けた年度の翌年度末までは、YouTubeへ掲載をお願いします。

削除事由が発生した場合は、高齢福祉保健課（TEL：025-280-5272）まで御相談ください。